

## 第 8 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

（平成28年11月16日（水）：午後 4 時30分～午後 6 時）

**○副委員長** 定刻になりましたので、委員長が、若干遅れてお見えになるということでございますので、それまでの間、私が代理として司会を務めさせていただきたいと思っております。

それでは、第 8 回の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を、ただいまより開催したいと思います。

委員長のご挨拶は、またお見えになってからということで、今日は、事前に皆様を送られている次第に沿って進めまして、6 時までの予定になっております。お忙しい中おいでいただきましたので、円滑に進めていきたいと思っております。

冒頭に、年度の途中でございますけれども、事務局の職員に交代があったと伺っております。それでは、交代がありました職員から一言、自己紹介をお願い申し上げます。

**○ひと・まちづくり推進係長** 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係長でございます。よろしく願いいたします。

**○副委員長** ありがとうございます。

それでは、事務局から委員の出席状況、また本日の会議の情報公開と傍聴についてのご報告ということで、よろしく願いいたします。

**○事務局** 事務局でございます。

委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、委員は遅刻とのご連絡をいただいております。

また、この会議なのですけれども、情報公開ということで、後日、会議の記録の要旨を区のホームページに掲載させていただく予定になっております。記録がまとまり次第、委員の皆様にお配りして確認をお願いいたします。また、本日の会議は公開となっております、現在、傍聴の方が 4 名いらっしゃいます。

事務局からは以上でございます。

**○副委員長** では、ただいまご紹介いただきましたものにつきまして、本日の議題に入る前に、本日の配付資料の確認、それから委員会の進め方についてご説明をお願い申し上げます。

**○事務局** 事務局でございます。

まず、資料の確認をお願いいたします。事前に資料を送付させていただいたのですけれども、本日、当日配付資料も含めまして、改めて机上に配付させていただきました。

まず、1 枚目が次第です。

次に、資料 1、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化というもの。資料 1-2 としまして、区政改革計画の抜粋等が載っている資料。資料 2 としまして、より使いやすい区立施設、区立公園の整備。資料 2-2 といたしまして、ユーザーニーズ把握調査の様子。写真の入っているものになります。資料 3 としまして、安心・快適なトイレ普及の資料。資料 3-2 として、助成事例。こちらも写真つきのものになっております。資料 4 が第 2 期推進委員会委員についての資料。最後に、福祉のまちづくり整備助成のリーフレット、こちらをご用意させていただきました。

足りない資料などがございましたら、一声かけていただければと思うのですが、おそろ

いでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。配付資料の確認は以上です。

本日の委員会の進め方なのですけれども、前回の第 7 回の推進委員会に引き続きまして、計画と資料を使いまして施策 2 の事業を中心に説明をしていきたいと考えております。

本日も計画書と概要版を一部使って説明をしたいと思っておりますので、もしご入り用の方がいらっしゃいましたらお声かけください。よろしく願いいたします。

それから、前回、災害時要援護者の関連の案件につきまして、さまざまなご意見をいただいたところなのですけれども、委員長とも相談させていただきまして、1 月に別途意見交換の場と時間を設けたいと考えております。

本日の委員会では、施策 2 についてのご意見を中心にいただきたくて考えておりますし、また前回、災害時要援護者の関係につきましては、地域福祉計画にとどまらず、地域防災計画ですとか区全体の災害体制の仕組みにかかわるような部分もございましたので、意見交換の場では福祉部管理課だけではなく、区民防災課それから地域医療課の職員も出席いたしまして十分な時間を取りまして、皆様からのご意見、ご質問を頂戴して、区の考え方もお伝えできればと考えておりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進め方については以上でございます。

**○副委員長** ありがとうございます。

ちょうどタイミングよく、委員長がお見えになりました。それでは、今まで資料確認だけ終わっておりますので、早速議事進行は委員長をお願いをしたいと思います。よろしくお願い致します。

**○委員長**

それでは、これから、第 8 回の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を進めたいと思っております。お手元に次第がありますので、その順序に沿っていきたくて思っております。

最初に、施策 2 の各事業についてです。

3 点ほどありますが、事務局から、まずご説明をいただきたくて思っております。これは、資料順番の説明になりますか。

**○事務局** 一括で、資料 1 から 3 までをまとめてご説明させていただきたくて思っております。

**○委員長** では、よろしくどうぞお願いします。

**○福祉のまちづくり係長** それでは、施策 2 の取組について、今年度の予定と今後の進め方などについてご報告をさせていただきます。

まず、計画の概要版、こちらの薄い冊子がお手元にありますでしょうか。こちらの 8 ページ、9 ページをごらんください。施策 2、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるというところでございます。

施策 2 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める、では、だれでも行きたい場所へ出かけられるまちを目指す、主にハード分野の取組をまとめたものでございます。

建物、駅、道路、公園のバリアフリー化が進み、まち全体が利用しやすくなることで、全ての人が地域の一員としてつながり、活動への第一歩を踏み出せることを目指しております。また、概要版の左のページにイラストがありますように、さまざまな立場の利用者、ユーザーの皆さんの声を参考にしながら取組を進めていくということが特に大切なことだ

と考えております。

施策 2 には、全部で五つの事業がございます。本日は、この五つの事業のうちから三つ、経路のユニバーサルデザイン化の取組、区立施設、区立公園設計時の意見聴取の取組、既存の民間施設に対するトイレ等の改修助成の取組について、資料 1、2、3 を使ってご報告をさせていただきます。

まず、資料 1 をごらんください。

「[事業番号18] 駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化」、新規事業の位置づけになるものです。

この事業は、主要な施設と駅等を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化について、さまざまな区役所内の部署で連携をして、改善に取り組む仕組みをつくっていきましょうというものになります。10月に策定されました区政改革計画の中でも位置づけられております。

本日、席上に配付しました資料 1-2 に、区政改革計画の該当箇所を抜粋しておりますので、どうぞ後ほどごらんください。

バリアフリーに関する法律や条例が整備されたことで、建築物や駅、道路、公園などのそれぞれのバリアフリー整備は徐々に進んでいると認識をしております。今後も、個々の整備については、着実に進めていくことが必要ですが、これと合わせて、相互につながりを意識した整備や、安全に移動できる整備の方針や手順などのガイドラインをつくっていきましょうというのがこの取組になります。

また、まずはどの経路のユニバーサルデザイン化を進めていくか、経路の指定について検討を進めていきます。

事業のスケジュールは、28年度は実態調査、29年度はガイドライン検討の策定、30年度からガイドラインの運用を予定しております。経路の検討については、29年度、来年度から検討を開始する予定でおります。

今年度は、まず調査を行ってまいります。これから委託契約になりますので、ガイドラインの内容などまだ決まっていないことも多いのですが、まずは基礎調査やさまざまな方へのヒアリングなどを行って、改めて課題整理を行っていきましょうと考えております。資料 1 のご説明は以上になります。

続きまして、資料 2 のご説明をさせていただきます。

「[事業番号19]、より使いやすい区立施設、区立公園の整備」です。

この事業は、区立施設や区立公園の整備にあたり、利用者の皆さんからバリアフリーに関するご意見をいただき、設計の参考にしていく意見聴取の取組を継続して進めていきますというものです。

一定規模以上の区立施設の新築、区立公園の新設の際に、区民の皆さんからご意見を聞きながらバリアフリー整備を進めることが、練馬区福祉のまちづくり推進条例の中でも位置づけられています。これまで試行事業を含め、平成21年度から27年度までは、23件の施設で意見聴取を行ってまいりました。資料にもございますが、計画目標としては27年度から31年度まで、8件の意見聴取を行っていく予定になっております。

ただ、事業スケジュールの下表には、目標数値を入れてございますが、実際には10件から12件ほど意見聴取ができるかなという見込みでおります。これ以外に、施設が完成した後の検証も順次実施してまいります。

現在、ちょうど公共施設等総合管理計画の策定中ということもあり、今後の施設整備計画は未確定の部分もございますが、着実に実施してまいりたいと考えております。

今年度のことは資料にございますが、学校の改築、公園、地区区民館の大規模改修の 3 件で意見聴取を行っていく予定でございます。

また、これまでの事例やいただいたご意見等についてまとめた事例集の作成を予定しております。区の担当者や区民の皆さんとの情報共有のツールにしていきたいと考えております。

具体的な取組の様子を、資料 2-2 に、写真でご紹介してございます。写真が小さくて見づらいところがあるかと思いますが、写真①、こちらは車いす使用者の方が屋外にいらっしやって、職員が何かスケールではかっているような様子が見られるのですが、運動場の通路幅について、車いす使用者の方と必要寸法の確認をしている場面になります。こちらは、（仮称）総合運動場公園の計画についてご意見を伺っているところで、今年度実施したときの写真でございます。

写真②は、図書館のカウンターの前で、視覚障害の白杖を持っていらっしやる区民の方と、視覚障害者誘導用ブロックの敷設をどのようにするか仮に置いてみながら確認をいただいているような様子でございます。これは、昨年度実施いたしました図書館の大規模改修の際に、現地で皆さんにご確認をいただいたときのものです。

その下の左の写真は、ちょうど写真には車いすの方が 3 名、少し欠けていますが写っておりまして、奥にも何人か区民の皆さんがいらっしやる様子が写っております。こちらは、さまざまな障害がある方や子育て中の方も含めて意見交換を行っているときの様子です。

また、右側に小さい写真が二つございます。これは、完成後の施設で、バリアフリー設備の確認を区民の皆さんにいただいている様子です。写真の説明、資料 2 の説明は以上でございます。

続きまして、資料 3、最後になりますますがごらんください。

「[事業番号 21]、安心・快適なトイレの普及（福祉のまちづくり整備助成制度）」です。

区としては、平成 6 年から実施しております民間の建物のバリアフリー改修助成ですが、本計画の中では、特にトイレ改修普及に力を入れていこうというものです。

区内では、店舗や診療所の新築の際には、床面積でいうと 200㎡以上、少し大きいコンビニぐらいの面積から、車いすトイレの整備をいただいております。

区内の車いすトイレの数は、着実に増えてきていると思っております。ただ、区民の皆さんにとって身近な既存の小さな店舗や診療所では、まだ和式トイレが残っているよというところも多数ございます。この助成制度では、古い建物の診療所、店舗、共同住宅などを対象に、できるところから少しでもバリアフリー化していただくことを目的としております。

また、今後の検討になりますが、整備されたトイレの情報などを区民の皆さんに情報提供する方法というのを、今後検討してまいりたいと考えております。

今後の目標とスケジュールでございますが、平成 27 年度まで助成件数は累計 149 件ございました。計画は、平成 31 年度までに累計 280 件、5 か年で 150 件の新しい助成を行っていくことを目標としております。

民間事業者の皆さんのご理解とご協力がないと進まない事業ではございますが、広報な

どに力を入れてトイレの改善を進めていきたいと考えております。

平成28年度の取組は、前年度からの引き続きにはなりますが、車いすトイレの設置、和式トイレから洋式トイレへの改修、既存トイレに手すりを取りつけるというようなものを助成対象としてまいります。詳しい助成制度の内容は、本日お配りしております薄クリーム色のパンフレットがお手元にあるかと思いますが、こちらでも内容のご確認をいただければと思います。

資料の3-2ということで、トイレの写真を二つ載せております。こちらが、助成金をお出しして改修をしていただいたものです。上の写真が少し大きい大規模複合施設で、新たに車いすトイレを整備したものです。全体がうまく写真に写っていないのですが、合わせてベビーベッドやベビーチェアなどもつけていただきました。

下の写真は70㎡ほどの小さい薬局で、介助用の車いすだったら入れるかなというような小規模な簡易型の車いす便所を新たにつけていただいたときのものです。こちらもイメージとして参考にいただければと思います。以上、資料2-1、2、3のご説明です。どうぞよろしく願いいたします。

**○委員長** ご説明ありがとうございました。

それでは、これから意見交換をしたいと思っておりますが、資料1、資料2、資料3、それからそれぞれの参考資料がついておりますけれども、それほど量はないので、どこのページでも結構ですので、質問あるいはご意見でも結構ですので、よろしく願いしたいと思います。

**○委員** 3点ございます。

まずひとつは、[事業番号18]なのですが、これは既存の計画のユニバーサルデザインということになると思いますが、ユニバーサルデザインをするためなら少し回り道をしてもいいや、少し遠回りになる。これは既存の施設としたらやむを得ないところはあるのですが、前の福祉のまちづくり委員からしつこく言われたことを多分、事務局は記憶にあると思います。練馬駅の下から上まで上がるエレベーターのつけ方が、とんでもないと何度もおっしゃっていました。

今日、その委員の方はここにいらっしゃいませんので、私がかわりに申し上げますけれども、ぜひこの実態調査には、練馬駅の上下の動線は一体どうなっているのだろうか。なぜああいうふうになったのか。もちろん、何度も言いますが、既存施設ですからやむを得ないということはあると思いますが、ただ、ユニバーサルデザインにするのだから少し遠回りをしてもいいやという発想だけはやめていただき、一番近い、一番使いやすいというふうに、ぜひ、知恵を絞っていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、[事業番号19]ですけれども、往々にして、施設をおつくりになるときに、大きく施設をつくって最後の計のところようやくユニバーサルデザインをお考えになる。典型的には、大泉学園駅の北口。あの再開発のときに、身障用の駐車スペースがエレベーターの横にありました。ただ、あのときのまちづくり委員会で、これは無理だと、ここはできないと言ったら、最後はどうなったか。やめて南口になりましたという話。つまり、全くやめてしまったのです。もちろん、あそこまで設計が行っているとなかなか難しいところはありますが、やはり建物の基本的な計画、つまり部屋の配置ですとかそういう段階からユニバーサルデザインのことをイメージしないと、できてしまった後、通路

もできた、さてここでユニバーサルデザインの体裁をつけようかという、できることは大変に限られます。結果として、やはり遠回りになったり、懐がないといいますか、本当に目の前に何かあったり、そういうようなことになりがちです。ぜひ、この[事業番号19]のところも、経路までできて、さてユニバーサルデザインをどうしようかということではなしに、まず、基本的な建物の成り立ちから、ユニバーサルデザインということをよくお考えいただきたいというのが2点目です。

3点目は、厳しい言い方をしますが、ユニバーサルデザイン以前の問題で、実は私は、大泉学園町の高齢者センターの建設委員会に入っていました。あそこはご承知のように、緩いスロープになっているのですね。橋脚があって、建物が三つに分かれていますから、その間をスロープでつなげなければいけないのですが、最初に私どもに示された案は、物すごい傾斜でした。それは、ある意味では、そういう限度いっぱいの傾斜で、たまたま私が建築家だったものですから、これは無理だと言ったら、その次の会には直していただきました。ただ、あれが私が建築家でなければ、多分すっと通っていたでしょう。福祉のまちづくり係長なり建築の方が全部を見るのは大変だと思います。だけれども、ポテンヒットみたいなことで、時々そういうことが、きちんとした設計事務所がやっているのに出てくる。例えば、極端な例ですが、建築士会のどなたかが、メンバーとして同席して、専門的に見てみるとか。大変多くの施設をつくったり改修したりなさっているのしょうから、全部に行き渡るのは大変だと思いますけれども、例えば建築士会のボランティアでお願いするとか、そういうことも含めてお考えいただければと思います。

長くなりましたけれども、以上3点がお願いです。

**○委員長** ありがとうございます。

いくつかお聞きして、それからまとめてご意見とかご説明をいたしましょう。

**○委員** [事業番号18]、経路に関してですけれども、28年度で実態調査、29年度でガイドラインと、もうこれで既にガイドラインまで行ってしまうのですけれども、まず私は疑問に思いました。今、委員から練馬というお話が出ましたけれども、恐らくこれが前年度からの継承だとは思うのですけれども、駅と主要の公共施設を結ぶ経路というのは、絶対ひとつではないですね。区内に多数存在するわけです。それをモデルケース的に抽出してくるその根拠。それから、誰がどうやってそれを抽出していったのか。なぜその経路を選んだのか。といったことも我々区民には全然情報公開されていないですから。なぜ練馬区役所本庁舎だけが取り上げられるのか少しわからない。ですから、経路の抽出、根拠、このあたりの情報公開を、もっと第三者的な委員も含めて、今後、この事業スケジュールの中でそれがスケジュールにアップされていませんけれども、ぜひともそういった視点を取り入れていただきたいと思います。

それから、これは主に[事業番号19]に関係することだと思います。委員からも、先ほど少し関連するお言葉がありましたけれども、いわゆる公共施設というのは、建物であるとかその施設単体で設置するものではなくて、先ほどの経路も含めまして、まち全体の中でどういう位置づけ、役割、機能性をもっているかという、いわゆるまちの中での施設とか周辺環境との一体性という観点から全てが計画されていないと、本来的な公共的な施設にはならないと私は思うわけです。多くの研究結果からもそういう報告がされていますけれども、ぜひとも計画時における周辺環境との一体性をどういうふうに考えていくか。具体

的に言いますと、今申し上げた経路ですとか、それから周辺施設、環境、動線、人の動き、それらをどうやってバリアフリーという設計の中に生かしていくのか。これを計画時から必ず配慮していかないと、まちとしての一体性が損なわれてしまうと思います。

具体的に申し上げますと、私が知っている例でいきますと、中村橋の北口に美術館がございすけれども、あそこに美術館ともうひとつ、改修を経た公共施設がひとつありますね。その前面に公園がございす。私は夜間もてっきりその公園の中の園路というのは通れるものだと思いますら、あそこは施設管理の都合上、夜間は閉鎖すべきものとして管理されているようですので、動線の上にチェーンバリアが置かれてしまう。それも夜間です。ですから、視覚に障害がある方にとってはさることながら、健常者においても非常に危険な状態であるということで、私がこのことに関して意見を申し上げたところは若干改善されたようではございますけれども、全体的外れな改善がされているという実態がございす。これも、すべからくやはり計画時に公園として、それから駅、それから周辺の住宅地をどういうふうに結ぶべきなのかということに対する考察が一切なされていないから、全く管理上の都合でもって安全性が損なわれている。非常にいい例、非常に皮肉な例だと私は思っています。

それから最後に、3点目を申し上げたいのは、資料1の一番下、下から3行目のところ。ガイドラインのイメージとしてスパイラルアップの仕組みと書いてございすが、ぜひ、この中には点検、改善、そしてその改善されたものを増やしていくという三つの視点を必ず盛り込んでいかれたらいかかなと思います。

点検というのは、供用開始後の実態調査ですとか安全性、実効性の検証。それから、先ほど申し上げました施設側の管理方針と利用側の利便性、安全性との齟齬ですとか乖離というのは必ず生じてくる。これはもう経験上よくわかっているのです。それらがどうなのかということの検証。それをいわゆる単発的に単年度でぽんとやって終わりというのではなくて、継続的にやっていくことが必要。そして、その検証に基づいて、つくったら終わりではなくて、やはり改善という、その施設の修繕・修理も含めまして、これも継続的にやっていくべきだろうと思っております。以上です。

**○委員長** ありがとうございます。

**○委員** [事業番号18]、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化でございすが、これにつきましては、取組次第では、壮大な計画になると思います。それで、質問かたがた確かめたいのですが、実はここにおられる10人ぐらいの仲間と一緒に、前の区長時代に、練馬駅周辺のユニバーサルデザイン化ということで、約1年ぐらいかけて意見書をつくりまして、当時の建築課長にお出ししました。練馬駅が一番練馬の中では大事な、大きな都市であるという意味では、練馬は絶対入れてほしいという意味で意見書を出したのですが、その中で私どもが議論したのは、主要な施設ということで単なる役所や公共的な施設だけではなくて、金融機関、あるいは障害者の施設、あるいは医療機関を含めた大きなくりの中で動線を考えながら、自転車の問題とかいろいろな問題がありました。特に点字ブロックの高さの問題では、非常に激しい議論を闘わせたのを記憶しております。その計画、意見書が、そのまま没になっているのかどうか。非常に私も気になっているのです。区長がおかわりになっておりますので、それが第1点。

もうひとつ。トイレの件でございすが、この名前が当時ではだれでもトイレという考

え方であったのですが、今は安心・快適なトイレという言い方になっております。この呼び方についても、単なる名称の変更なのか、あるいはコンセプトの変更なのか、その辺も確かめたいと思います。以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

最初、委員お二人のご発言の中でも、まず、経路についての根拠を示しておく必要があるのではないか。これは実態調査とありますので、ひとつその部分に、現在やられているものの中に何らかのデータがあって、そして経路をまとめていくということがあるのかもかもしれません。

それから、2点目は、最初の事業番号18について、遠回りはよくないよという話もありましたけれども、基本的には、基本計画の段階から利用者が参加するのはいいけれども、参加のプロセスといいますかタイミングといいますか、検証していくタイミングについてのご意見ではないかと思えます。計画時からの考察ということで、しっかりとしたそういう考察ができるのかどうか。果たしてそれをやろうとしているのかということ。具体例が幾つか出てきましたけれども、その過程の中で、委員から専門家の活用も積極的にしていくべきではないかということなのです。

それから、点検・改善でスパイラルアップとありますけれども、継続的にやっていく仕組みまでにきちんと到達できるのかどうか。ガイドラインですね。それはこれからの要望かもしれません。

そして、意見書と、トイレの名称変更があったのかどうかということについてはお答えいただければと。それでは、建築課長、お願いいたします。

**○建築課長** 18番の事業の件でございますが、経路の選定の根拠を示すこと、それから今後の進め方、専門家の意見を取り入れることというお話でございます。

28年度、これからいろいろと調査等に入るところですので、まだまだ、どこの駅を使う、調査するというのもまだ決まっていない段階でございます。

当然、今後、区民の方々にご意見を聞いていきたいと考えております。具体的な検討についてはこれからですが、また来年度の調査の中で区民参加のワークショップやヒアリング等を予定しておりますので、その中でご意見をいろいろと賜っていきたいと考えております。ですので、練馬駅等の検証につきましても、今後、調査等に入ったりすることによって検証していきたいと考えております。

それから、スパイラルアップにつきましても、まだまだガイドラインの検討というのは今後のお話ですので、どう進めていくかについては考えていきたいと考えております。点検をして、それから施設をつくってしまうとなかなか改善できないということがございますけれども、そういったものも利用していく中で継続的に、確実にやっていくようにというお話ですので、その辺をどう組み立てていくかというのを今後の課題と考えております。

意見書とトイレの名称に関しましては、福祉のまちづくり係長から回答させていただきたいと思えます。

**○福祉のまちづくり係長** ご意見ありがとうございます。

まず、意見書のこと。これは何年ごろだったでしょうか。平成25年・・・。

**○委員** 前区長の最後のときです。

**○福祉のまちづくり係長** 地域の皆さん、障害団体に参加されている皆さんから、練馬駅



周辺のいろいろなバリア、不便なところについて、また改善の提案についての点検報告書を区にご提出いただいております。この扱いにつきましては、区で受けとめまして、各対象になっている施設には、こういうご意見をいただきましたよということでお話をさせていただいて、それぞれの施設でできる範囲ではあったかと思うのですが改善していると伺っております。

今後は、これまでこの会議の中でもいただいたご意見や、計画策定段階でもハードのことについていろいろなご意見をいただいているものがございますので、[事業番号18]の経路の問題や[事業番号19]の区立施設の意見聴取の中でも、これまでいただいたご意見など、過去のものをもう一回確認して、課題整理をして、ガイドラインづくりにはぜひ生かしていきたいなと思っておりますので、さらにご意見がございましたらいただければと思います。

それから、トイレの名称のことです。申し訳ございません。計画の中では、特にだれでもトイレという言い方をしておりません。安心・快適なトイレの普及と表現しておりますのは、車いすの方で使えるトイレだけではなくて、高齢者の方たちにも使いやすい和式トイレから洋式トイレへの改修ということも含んで洋式トイレが増えていくこと、手すりのついているトイレが増えていくこと、さらに車いすで使えるトイレも増えていくことということを目指しております。ちょっと抽象的な言葉ですが、安心・快適なトイレの普及という取組名を便宜的に使っているものです。ですので、少し大枠で、とにかくトイレが使いやすくなることを目指しているとお考えいただきたいなと思っております。

また、だれでもトイレという名称のことについては、これは委員長にもお話をお伺いしたいと思っておりますが、名称についてはさまざまなご意見を、これまでもこの会議の中などでも承っております。だれでもトイレという名称についてや、ひとつのトイレの中にいろんな機能が集中してしまっているあり方については、国や東京都でも課題として検討が行われていると聞いております。ですので、この検討の動向を注視して、区の施策に生かしていきたいと思っております。

いずれにしろ、トイレの利用にあたって優先される方がいらっしゃるという使用のルールについては、周知していかなければいけないなと思っておりますので、それについてもご意見いただければと思います。よろしく申し上げます。

**○委員長** ありがとうございます。

最後のトイレについてちょっと補足させていただきたいと思っております。

今まで東京都はだれでもトイレ、それから国のさまざまなガイドラインでは多機能トイレということでやっていますけれども、結果的にひとつのブースの中に、乳幼児の方が利用するようなおむつがえ交換台ですとかベビーベッドですとか、あるいは大型ベッドですとか、それから人工膀胱などオストメイトの方々のものでしたとか、いろんなものが入ってきてしまう。あるいは、更衣用の台ですとか。そうすると、いずれも長時間利用する。大体、私たちが調べたところでも、10 数分から 20 分ぐらにかかっている。一方では、異性の介助も増えてきている。同伴の人、あるいは発達障害の人たちや知的障害者の方など、保護者がついてきて一緒に入らなければいけない、そういうような状態で、だれでもトイレという名称あるいは多機能トイレという名称をそのまま残しておく、みんなが使えるトイレなのだけれども、多くの方は使いにくくなる。一番使いにくくなっているのは、ス

ペースが必要な車いすを使用している人たちが、外で待っていなければいけない。山手線の各駅でもそうなのですけれども、私も、東洋大学の本部がある巣鴨から都営地下鉄で行くと、やはり時々車いすの人が外で待っているのです。中からは多々、サラリーマンの方が出てきます。その方が内臓疾患なのかオストメイトの方なのかちょっと外見からはよくわかりませんが、そういう状況も時々見受けられて、もう随分前から、車いすのユーザーの方から苦情ではないけれども、たくさんの意見が国の方に寄せられている。今、国の方でそのガイドラインの検討をしている最中で、基本的には法に基づいて車いすの方が利用できるトイレ、オストメイトの方が利用できるトイレをそれぞれ整備する中で、例えばコンビニエンスストアやラーメン屋、喫茶店などでは、たくさんの便房をつくれませんので、そういうところはひとつのトイレを皆で利用し合うということがあるだろう。駅だとか、大規模な商業施設ではトイレの機能を分けていく。機能を分けるというよりむしろ機能を選択するということですね。この用途の施設には、こういう機能をつけておく。トイレ全体で、あるいは建物全体で、皆が使えるような便所にしておく。そういうような発想を今、進めようとしています。

ただし、圧倒的多くの場合は、利用者を含めて、車いすの利用ができるトイレということ「多機能トイレ」という名称が広がっていますので。私たちの責任もあるのですけれども、ここは少し実態の中で改善していこうという動きがあります。東京都の会議の中でも、その言葉が使われなくなっていると同時に、今回の2020年のオリンピック、パラリンピック施設では、多機能トイレという言葉はほとんど使わないで、計画を進めている最中です。まだ公表されておりませんが、恐らく近いうちに東京都の話題になっているような3施設などの公表はされると思います。そのあたりが選択できるような機能と、同伴者の方、あるいは性的少数者の方なども利用できるようなトイレ、そういうようなことに少しずつ進化していったっております。そういうことをちょっと補足させていただきます。

それから、調査をこれからやる、これから考えていかなければいけないということなのですが、私が一委員ですと、これから考えるなどということではなく、もうそろそろ結論を出して、その実行方策を考えなければいけないのではないのと言ってしまうかもしれませんが、委員長なので、具体的に少し見える形で、資料としてはこうのだけれども、補足するときには、こういうことを検討していることというのをおっしゃっていただいた方が、もう少し議論が盛り上がっていくかなという感じがしますので、ぜひ、ご配慮のほどお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかの方でご質問。

**○委員** 日ごろ、僕も区からの要請もあり、検証とか点検とか、そういうものに協力させていただいていますが、設計の段階から参加することはもちろん大事なことですし、設計段階からいろんな意見を言ったのですが、やっぱり認められないものが出てくるのですよね。それは、金がなくて認められないのか、考え方が違っているからだめなのかとか、そういう答えを必ず欲しいなと思っているのです。そうしないと、同じ視覚障害者なら視覚障害者の中で意見の違いの調節とかそういうものがなかなか難しい。もし難しいのならどうするか、あるいはどういう次の段階にするのかとか、そういう方法をひとつ何か考えてほしいことと、例えば視覚障害者と車いすが段差のことでは意見を違えています、そういうことも含めて、平場で意見交換をさせるなりヒアリングなりを是非できるようにした

と思っています。公的な建物の中のことというのは、まだ、できていないことなのだと思うのですよね。点字ブロックをどうするかとか、点字を入りに口をどうするかとか。話としては出てはいますがけれども、実際には、まだそこまで盛り上がっていないと僕は思うので、そういう細かいことも含めて、実際に区でそういう意見をぜひ吸い上げて、あるいは吸い上げないにしても、どこかで意見に対する答えを欲しいなというふうに思っています。来年、そういう方向になるみたいですので、ぜひよろしくお願ひしたいということですので。

○委員長 ありがとうございます。

要望ということで大丈夫でしょうか。

○委員 はい。

○委員長 事務局の方でもし何かありましたら。おっしゃるとおりという感じでしょうか。

○福祉のまちづくり係長 いつも、いろんな形で、ご協力いただきありがとうございます。設計時の意見聴取ですとか検証にもご参加いただいております。

できないならできないで、またそれでどう改善していこうかというのを皆さんで議論する場をつくったり、次のステップとして意見交換をしていきたいというお話だったかと思ひます。やり方について、まだまだ意見聴取をスマートにやれていないところもありますので、ご意見を聞きながら改善していきたいと思ひます。

○委員長 まず、できない、あるいはやらなかった、その理由をきちんと示してほしい。その上で、委員がおっしゃるには、視覚障害者はみんなそれぞれ意見がある。できないことを理解されている人もいるし、そうではない人もいますので、それについて、設計者はきちんと説明する責務があると思ひし、もちろん行政や建築主側もですね。

○委員 今の計画時の意見聴取に関してですけれども、私は、まちづくり条例ですとかそのあたりを読み込んだ限りでは、少なくとも公共施設、民間もそうですけれども、計画時に意見聴取する、制度的、組織的な計画段階での検証は条例の中で担保されていないのではないのでしょうか。行政の中に、そういった組織の横断的なことがあるとはとても思えないのだけれども。少なくとも計画時に条例化された、あるいは規則や運用基準でもいいですけれども、必ず意見聴取を行い、それには誰がどういうふうに参加し、それはどういった効力を持つのかといったところまで、明文化とまでは言いませんけれども、ある程度規則化されたものがあるのかないのか。もしないのであれば、私の個人的な意見としては、それは今後必ず設けていくべきだと思ひます。

○委員長 ちょっと条例のこともあったので、説明していただけますか。

○建築課長 まちづくり条例では、確かに委員のおっしゃるとおり入っていないのですが、福祉のまちづくり推進条例では、区民の意見聴取を定めています。資料 2 の施策 2、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるといふふうには書いてあります [事業番号 19]、こちらの 4 番、28 年度 of 取組というところに設計段階でアンケート、現地調査、区民のバリアフリー整備についての意見を聴取。また、竣工後検証会を行うということになっております。（1）の対象整備というところで、床面積 2,000㎡以上の区立施設の新築、それから敷地面積 2,500㎡以上の区立公園の新設、それから大規模改修施設のうち主要なもの、こういったものに関しては意見聴取をするということになっております。区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとす

る。努めるという、努力規定になっております。意見聴取対象としましては、障害者、高齢者、子育て世代ですが、具体的にどのような方を対象にしているかということまでは、なかなか明文化されていないところですが、条例の中でこういった取組をすることになっております。足りていない部分につきましては、今後努力していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

必ずということではないけれども、一応ルールとしては練馬区は定めていて、これも23区のなかでそこまで定めているところは余りない。余りないというか、きっとないですよね。

**○福祉のまちづくり係長** 条例としてはないのではないのでしょうか。

**○委員長** なかったですね。関連しているのは練馬区だけで、それはこれまで区民の皆さん方が議論してきた成果のひとつだと思います。なかなか難しい部分があるので、まず区立施設をやって、一般施設に知らせていく広報がちょっと遅れているかもしれないので、いい事例、いいケース、失敗した事例も含めて、区民参加でやっていく事例を、積極的に区の広報等でもお知らせいただければと思います。最終的には判断をしていく際に、いろんなたくさんの方の意見が出てくるので、そこを取り扱うときに一番大事なポイントになるのですけれども、専門家と言われているような人や利用者の方々も含めて、しっかりした基盤をつくらなければいけないということになると思います。ここが一番大変なところです。ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますでしょうか。

**○委員** トイレの呼び名ですよ。これは、だれでもトイレで大分浸透してしまっているもので、なるべく早く変えるのだったら変えないと。でも、先ほど伺っていると、使い勝手が悪い方にとっては、それが邪魔しているということですから、早く、全国统一になるのかどうか分かりませんが、していただきたい。

ただ、トイレが随分改善されてくるというのはありがたいなと思います。この間テレビを見ていましたら、私もほとんどが洋式になっていると思いましたら、全国平均30%が洋式だという。災害時に大変困ってね。和式トイレになれていないお子さんなんか、学校でも困るそうですよ。我慢してお家まで帰るから、健康によくない。便秘から内臓疾患になったりしているの。普通の方でも洋式に慣れてしまっているの、和式がそんなにあるとは私も思っていませんでしたけれども、これを見ると大分変わってきているので、練馬は先駆けているのかなと思って、ありがたいと思っております。

あとは建築についてですが、官民、利用者を含めて意見を入れていくということですが、これは前々から私は言っていますけれども、本当に一回つくってしまったら直らないのです。意見を言ってもほとんどが直していただけません。ですから、今、建築の皆さんが入ってというご意見ですが、それも大事ですけれども、大泉学園の北口にできたビルがありますが、私は南口の町会長なのですが、南には関係ないからと入れないのです。あそこは官民が使う関係で、区の施設なら入れやすいのしょうけれども、僕たちの使うビルだからということで、地域の町会長なり使う側を入れてなかったのです。今になって相当不便を感じている方も多いようですから、建築の方々だけではなく利用者、周りを巻き込んでいかないと、今言うようなことが多く出てくるように思っておりますので、障

害を持つ方のためだけではなく、やっぱり高齢者、高齢者の私も段差が少しあっても転ぶのです。そういうことで、皆さんも高齢化社会で長生きしてくると、いろんなことで今までと違ってきますので、皆さんの声等を少しでも多く取り入れていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 [事業番号19]についてですが、学校を新築されるのですね。光が丘地区では4校が2校に減るのですが、新しく建てるということですよ。

○福祉のまちづくり係長 改築です。

○委員 改築なのですね。そうすると、子どもたちの意見などは勉強がてら入れていくのもいいかなと思ったのと、やはり防災の拠点になっている限り、学校はバリアフリー化に一番早くすべきだと思うのですが、すごく遅いのです。トイレも和式が本当に多いので、耐震改修はどうも予算がついてどんどん行くようなので、一緒に、学校のバリアフリーもどんどん進めていただければと思っています。以上です。

○委員 私も同じような意見になるのですが、18番のユニバーサルデザイン化の際に、ぜひ子どもの目線に合わせたユニバーサルデザインを考えていただきたいなと思っております。理由は、だんだんと3年生、4年生ぐらいになると、習い事とかにひとりで行かせるようになったときに、経路案内板はすごく重要でして、あそこの経路板で右に曲がるんだよとか左に曲がるんだよと教えたりするのですが、大人が目線ではとても見やすいように考えられているあの案内板が、子どもが「見えなかった、わからなかった」ということが多くて、恐らくちょっと見上げると、太陽などのいろいろな天気のことなども含めて、とても子どもにとっては見にくいようなのです。せっかくこのようにユニバーサルデザインという形をとるのであれば、ぜひ子どもの目線で一緒に歩いてみるとか、色のこととかも考えていただけたらなと思います。

あともう1点が、19番のところ、区立公園などの整備というのは、どういった理由でどういった公園を優先してやっているのかというところを考えていたのですが、やはり地域によって子どもが少ないところと、とても増えている地域というのがあると思います。私は子どもの安全のことを思って、練馬の情報サービスの安全・安心情報というメールを受けているのですが、その中に、公園にせっかくあるトイレが死角になって危ない事件があったりとか、せっかくあるものが違う意味で危ないことになってしまうことも多いので、ぜひそういう情報で上がってくるものとか、そういった場所を先に優先してやってもらえると子どもも安心して遊べたりとか、今まで少なかった地域の子どもたちにとって、公園の数というのはテリトリー争いのようなものがあって、ここの公園は先に使っているお兄ちゃんたちがいるから、違う公園に行かないといけないのだとか、そういったこともやはりあって、子どもが増えている地域にぜひ公園の整備というのを優先してもらえたらとてもありがたいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 [事業番号23]に、今日の説明に入っていませんけれども、だれでもトイレの整備・推進というのがあるのですけれども、先ほどから、だれでもトイレという名前をやめようと思うのであれば、この[事業番号23]をどうするのですか。これをどうするか検討していただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、学校の件、あるいは子どもの目線で捉えられないかというお話もありましたけれども、いかがでしょうか。

今、練馬区は学校のバリアフリー化はどの程度進んでいるのでしょうか。

○建築課長 学校のバリアフリー化につきまして、トイレのバリアフリー化、建物のバリアフリー化なのですが、やはり大規模改修とかそういったタイミングでないとなかなか進められないところがございます。トイレに関しましては、和式を洋式にする改修をやっておりまして、練馬区内も随分和式のトイレが洋式のトイレに変わっているところがございます。今、はっきりしたものは手元に数字がございませんので、お答えはできないのですが、予算等もございますので、大規模改修等のときでないとなかなか全体改修するというのは難しいところですが、そういったタイミングでできるだけ使いやすい施設に変えていきたいと考えております。

それから、トイレの呼び名の件でございますけれども、やはり、なかなか区独自でだれでもトイレというのを変えていくというのは正直難しいところだと思います。国、東京都の動向を見ながら、場合によって区として意見を言う場があれば、こういった問題があるということでお伝えしていきたいと考えております。なかなか、正直申しまして、電車のプライオリティーシートもそうなのですけれども、使う方の意識というものが大きなところもあるのかなと思っております。ただ、そういった啓発活動というのもなかなか難しいものでございますので、機会を捉えてお話をさせていただければと思います。

それから、大泉学園の北口のビル、再開発ビルでございますけれども、公的施設ではございませんので、意見聴取もどこまでの区域というのを区が介入してやっていくというのは非常に難しいところだったと思います。南口には、ご迷惑をおかけしているかと思っておりますけれども、公共施設と申しましてやはり再開発ビルということで、再開発組合がやっているものでございますので、ご意見がなかなか通らない部分があったかと思っております。その辺のところは誠に申しわけないと思っております。

それから、公園整備につきましては、やはり老朽化したトイレから改修を進めていく形になると思います。危ないトイレを優先的にというのは正直言って難しいと思っておりますけれども、できるだけ皆様のご意見に沿うような形で進めていきたいと思っております。まずは老朽化したところから直していくというスタンスでございますので、ご理解をいただければと思います。私からは以上です。

○施設整備課長 昨年度までは建築課長として皆さんにいろいろとお世話になりました。今は、区立施設の整備・改修等の担当課長になります。

今、トイレの洋式化のお話がありました。確かに、全てのトイレを洋式化というのはやっぱりなかなか大変なのですけれども、ひとつの学校の1系統は洋式化していこうと取組を進めています。来年度中には、全ての学校の1系統は洋式化してまいります。昔に改修した学校につきましては、車いす対応になっていない物件もありますので、全てが車いす対応になったとはなかなか言い切れないのですけれども、そういったものはこれ以降の大規模改修や改築のときにやっていくのですが、少なくとも1系統は来年度中にはきちんとした洋式化したトイレにする計画をつくってやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○道路公園課長** 先ほど公園についてのご意見をいただきました。公園につきましては、区内、緑地等々、児童遊園も含めまして600以上の公園がございます。その中にトイレが数多くございます。トイレの改修につきましては、単にトイレだけを改修すればいいという問題ではなくて、例えばトイレをバリアフリー化するためには、公園の入り口からトイレに至る経路全てについてバリアフリー化対応をしていかなければいけないという問題がございます。つきましては、公園の大規模改修と合わせて、全体の見直しの中で考えていきたいと考えております。ただ、予算が改修になかなかつかないという問題もございます。あとは皆さんのご協力、地元の方々にご協力をいただいて、自主管理という中でトイレとか公園の植栽の管理等々をやっていただいているところもございます。安全監視につきましては、そういう方々の監視の目も含めまして、地域全体で見たい。また、我々としては、パトロールの強化等をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。

**○委員** 公園のトイレについては、大分前に、皆さんでお話しになって、トイレは端だと危険だねと。ですから、今、おっしゃったように、公園全体をデザインしていくときに、もっとどこからも見える真ん中なりの場所から検討して、トイレというイメージではなくて、どなたが見ても入りやすい、周りから大人が見たりだれでもひよっと入れるような。外国なんか行くと、これがトイレ？みたいなすてきなのあるではないですか。大規模で改修するならば、そうやって全体的にやってほしいという意見は出ているはずなのです。だから、トイレひとつを洋式に変えるとかではなくて、デザインを全部周りの環境と植栽などを考えながら、ユニバーサルデザインをとすることはそういうことだと思いますので、ただトイレをちょっと改修するのではなくて、やっぱり周りの環境、住みなれた環境、皆が見てちょっと寄りたいたいというような雰囲気につくっていただきたいという意見は出ていたはずですが、いかがでしたでしょうか。

**○道路公園課長** そういう意見は多々いただいております。ただ、公園のリニューアルだとか新設のときに、周辺の方からはいろいろと意見をいただきながら、公園整備を進めてまいります。

どうしてもトイレというのは迷惑施設というのですかね、どうしても総体では賛成なのだけれども、うち側にはつくってほしくないというような局所的な意見も出まして、非常に位置について合意を取るのが難しい施設になっております。

だから一番見えにくいところということではなくて、私どもとしては、なるべく道路に近い方、入り口に近い方で皆さんの目が行き渡る箇所に設置をしていきたい。そういう中で、地域の方々にご提案申し上げながら、合意形成に図っていきたいと考えております。

**○委員長** ありがとうございます。

全体でも、公園のバリアフリー化が一番遅れているのです。新設のものもつくらなければいけないということで、既存のものの改修案が後手後手に回っているということです。ぜひ、皆さんに頑張ってくださいと思います。

それから、全体の見直しはいいけれども、一気に全体に予算をかけるわけにはいかない。計画としては、全体計画が必要ですがけれども、整備するときには年度ごとにやっていかなければいけませんから、その辺も含めて地域の皆さんのご要望を確認していただければと

思います。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 言わずもがなですけれども、ぜひ、まちの景観づくりに資するようなユニバーサルデザインをお願いしたい。先ほどお子様の話がありましたが、やっぱり子どもや若い人が、ユニバーサルデザインって格好いいね、すてきだね。今、トイレでは比較的これができるような気がするのですね。ユニバーサルデザインになってトイレがよくなった、きれいになった。だから、ぜひ、教育的な観点や視点も含めて、ユニバーサルデザインというのはまちの景観をよくするというのを、これもお金がかかる話なのですが、ぜひ、一工夫していただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 公園の計画におきまして、ぜひとも公園を夜間シャットアウトしたりだとか、塀で仕切ってしまうとか、よほどの文化財でない限りは、そういった公園計画はおやめいただきたい。既存のそういった公園に関しても、これは開放的に改善される方向でご検討いただきたい。それがひいては全ての意味においてのユニバーサルデザインにつながっていくと私は思います。

それから、意見聴取に関してですが、福祉のまちづくり条例をどう読み込んでも、これはアライバイづくりとしか思えない。意見聴取の対象者と絞っておりますけれども、これはやはり全ての区民、特に、一般利用者の視線、目線といいますか視点、立場等々からの意見も聴取していただきたい。それがやはり、バリアフリーという言葉は私は嫌いですが、ユニバーサルなデザインにつながることを思っておりますので、この点もご検討いただきたい。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○施設整備課長 景観等ユニバーサルデザインの関係のお話がありました。

もちろん、新築、改築の学校に関しては、デザイン性も大事な話ですし、当然、ユニバーサルデザインは法令や条例の基準になっていますので、皆さんの使いやすい意見聴取を図りながら進めていきたい。そういうふうに考えています。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 こちらには、知的障害者本人がいつも伺っていたのですけれども、彼女は一般就労といって普通の会社に勤めているものですから、この時間帯だと来られないのです。申しわけないです。それで、私が代理で発言させていただきます。

知的障害者の場合は、普通に動ける子が多いのですけれども、表示とかそういうものがわからないということが多い。最近はマップがピクトグラムとかいろいろなものができているのですけれども、私たちが見てわかって、彼らにとってはわかりにくいということがあるので、そういうものは、ぜひ知的障害者本人の意見を取り入れて、この表示でわかるのかなという意見聴取をしながらつくっていただきたいと思っております。

それから、[事業番号18]の4、28年度の取組のところなのですけれども、先進事例等の視察等と書いてあるのですけれども、これはどのような形で実施されるのでしょうか。

○建築課長 まず、ピクトグラムの話は、なかなか至っていなかった部分もございますので、その辺は今後検討していきたいと考えております。

それから、先進事例の視察でございますが、先ほどもお話をさせていただいたように、まだ調査を始める前でございますので、具体的にどこはまだ言える段階ではないのです



が、23区内で先進的にやっているところをこれからピックアップして、いいところを見ていきたいと考えております。以上でございます。

○委員 都内ではないので参考にはならないかもしれませんが、横浜の市大病院というところに私の親が入院したときに、あそこは駅から病院の外来まで全然外に出ない、そのままつながって行けるのですね。これは本当に行って感激しました。練馬区では、そういうことは無理だとは思いますが、そういう事例もあるということで、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

平成28年度なのですけれども、いつから28年度なのか。一瞬戸惑ってしまいましたけれども、どうぞよろしくご配慮のほどお願いをしたいと思います。

それでは、今、いろいろとたくさんの意見が出ました。

一番大事なものは、計画に盛り込んでいくという、これから本格的に議論を実施していく過程の中での、区民の皆さんの意見聴取の仕方と、それから聴取するときの情報とか提供といいますか、理解といいますか、その部分について、全体的にご指摘があったかと思えます。そういうやりとりの中で、少しずつスパイラルアップしていくということが、各委員の皆様ともご理解されているのではないかと思います。

それでは、続きまして、第2期推進委員会委員についての資料4でしょうか。ご説明をお願いしたいと思います。

○地域福祉係長 それでは、資料4の第2期推進委員会委員についてごらんください。

現在、第1期ということで、皆様に委員としてご参加いただいておりますけれども、この第1期の任期は、来年、平成29年の3月31日で終了となります。第2期の委員につきましては、この資料4に記載のとおり、公募とそれから団体の推薦依頼を行いたいと考えております。

まず、任期につきましては、来年、平成29年4月から平成31年3月までの2年間を予定しております。

次に、公募区民の委員につきましては、5名程度の募集を予定しております。来月のねりま区報12月21日号、それから練馬区のホームページにおきまして、公募についての周知をする予定になっております。

実際、応募いただきまして、選考の段階になりましたら、福祉部長を委員長とする選考委員会を開催いたしまして、選考をさせていただきたいと考えております。

それから、公募区民以外の委員につきましては、現在の第1期委員の皆様の所属団体におおむね1月の中旬から下旬にかけて推薦を依頼させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。資料4につきましては、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それから、合わせて今後のスケジュールの4点をご説明いただけますか。

○地域福祉係長 それでは、次第4の今後のスケジュールについてでございます。

次回、第9回の推進委員会につきましては、2月の上旬を予定してございます。

内容は、計画の中の施策の3と4につきまして、また、幾つか事業を取り上げましてご説明、ご報告をさせていただきたいと考えております。

第1期の委員会最後の委員会となります。日程が決まりましたら、また皆様に通知いた

しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

第 2 期推進委員会委員について、そして今後のスケジュールについてご説明をいただきました。これについて、ご質問、あるいはご意見はよろしいでしょうか。

それでは、その他の、先ほど、冒頭にご説明がありましたけれども、災害時要援護者についての意見交換会について、よろしくお願いいたします。

○地域福祉係長 先ほど、委員会の初めにご案内いたしましたけれども、災害時要援護者についての意見交換会ということで設定させていただきました。

日時は 1 月 26 日の木曜日午後 3 時からを予定しております。

場所は本庁舎の 19 階 1906 会議室で行います。こちらにつきましては、ご希望の方のご参加ということで開催させていただきたいと思っております。ご希望の方は、本日、委員会が終わりましたら、お帰りの際に事務局にお声かけいただくか、あるいは後日ということでありましたら、福祉部管理課地域福祉係にご連絡いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。何か全体のことについてでも結構ですが、もし思い出したことがありましたら、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

それでは副委員長、何かコメントがありましたら、お願いします。

○副委員長 今日は非常に貴重なご意見がたくさん出たかと思っております。計画を進めていくというのは、こういったさまざまなご意見をいかに既存のものから変えていくのかという、ここの部分でたくさん課題もあろうかと思っておりますけれども、こういった部分をやっぱりプロセスも含めてオープンにしていくということが非常に大事なかなと思っております。今日のご意見を、これから皆さんとともに実質化するような形で生かしていくということと一緒にできればと思っております。簡単ですけれども、感想も含めてということですのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

今日、ご意見があった部分について、ハード的なことは比較的わかりやすいし、対象が明確になっているので、進んでいるか進んでないかという、そういう進捗率もわかる部分が多いのですが、それでも困難なところ、相手がいたりとか、事業者、建築主が皆さん違うので、公共的な部分ですとまだ区の方にいろいろと文句を言っていますけれども、それ以外の大型商業施設も含めて、民間の建物が多いということになると、そこがちょっと一苦労かもしれません。皆さんと力を合わせて、前に進んでいくことをお願いをしたいと思っております。とにかく一步一步ですのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、区から特に説明は、このほか何かありますか。よろしいでしょうか。皆さん方よろしいでしょうかね。

それでは、これで第 1 期の 8 回目の推進委員会をこれで終了させていただきたいと思っております。ご協力どうもありがとうございました。